

デマンドバス事業の令和5年度以降の継続について

デマンドバス事業については、現在デマンドバス事業者2社と締結している5年間の委託契約が、令和4年度末（令和5年3月31日）をもって終了します。このため、令和5年度以降のデマンドバス運行事業者及び予約受付事業者について、令和4年度中に選定を行うこととなります。

本会議でお示ししましたデマンドバスの利用状況等からも、コロナ禍による利用客の減少はあるものの、デマンドバスは確実に市民に定着してきていること、利用者からもおおむね好評をいただいていることがうかがえますので、市としては令和5年度以降も引き続き同事業を継続したいと考えます。

○令和5年度以降のデマンドバス運行内容（予定）

利用対象	北本市に在住または在勤・在学の人
運行区域	北本市内及び市外一部医療機関（道路運送法規則第3条の3【区域運行】）
運行日時	年中無休 8：30～17：30
運行台数	月～金曜日 ワゴン車2台 普通車2台 土曜日 ワゴン車2台 普通車1台 日曜・祝日 ワゴン車1台
予約方法	電話及びインターネット予約
予約受付	年中無休 8：00～18：00（インターネット予約は24時間受付） ・利用日の1週間前から当日1時間前まで受付。
運賃	500円 → 小学生半額、小学生未満無料。キャッシュレス決済を導入。 ・身体障害者手帳、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は半額 ・要介護・要支援の認定を受けている方、及び介護予防・生活支援サービス事業対象者となっている方は半額 ・障がいをお持ちの方や要介護等の方の介助者1名も半額

○事業者の選定について（予定）

令和 4年 3月	議会	債務負担行為計上（令和4年度～令和9年度）
	7月	地域公共交通会議（運行内容の承認）
8月～10月		業者選定（選定委員会の開催、プロポーザルまたは入札）
11月		地域公共交通会議（業者決定の報告）
		選定業者による国土交通大臣への運行許可申請
令和 5年 4月		新たに選定した運行事業者により運行開始